



出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について—顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減— 審議結果

総務省行政評価局は、以下の行政相談を踏まえ、顔認証ゲート利用者の負担軽減の観点から、行政苦情救済推進会議で審議

行政相談

普段海外で生活しているが、国内に住んでいる親の介護のため、数か月前に一時的帰国した。その際、空港のゲートで、日本人は顔認証ゲートを通るように係員から案内され、旅券にスタンプ（証印）を押してもらうことなく帰国した。その後、市役所へ住民登録手続に出向いたところ、旅券にスタンプがなく、帰国年月日が確認できないため、このままでは住民登録できないと言われた。

困ったね・・・



制度の概要

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指し、顔認証技術の導入を進めるとされている。
- 出入国在留管理庁は、主に日本人の出帰国手続で顔認証ゲートの導入と証印の省略を進めている。
- 一方、以下の5つの手続については、証印が必要とされる場合があることから、出入国在留管理庁は、必要な場合は出帰国時に空港で申し出て旅券に証印を押してもらうよう周知。
 - ① 国外からの転入届、② 海外在留中に失効した運転免許証の再取得、③ 年金保険に関する合算対象期間の証明、④ 非居住者の免税店での免税、⑤ 外国査証の申請

もし証印を押してもらうのを忘れちゃったらどうするの？



<帰国後に出入国履歴の証明が必要になった場合>

- 個人情報保護法に基づく出入(帰)国記録の開示請求を行う必要がある。
- 緊急に証明が必要な場合、出入国港に旅券を持参すれば、証印が受けられる。



開示請求？やったことないなあ・・・

行政苦情救済推進会議での審議

- 顔認証ゲートの導入により、出帰国手続に要する時間が短縮されたことは評価できるが、帰国後の各種手続で証印を必要とする方が、空港で押印を求めることを失念した場合、かえって不便になっている。
- 当面の対応として、空港等における周知を更に徹底すべき。
また、帰国後に出帰国記録を必要とする手続を行う機会が多い海外在留邦人への周知も必要。
- 長期的な対応として、政府全体でデジタル化の推進に取り組んでいる状況を踏まえ、出帰国記録の確認にマイナンバーを活用することも検討する必要がある。



出入国在留管理庁の対応

- 外務省に対し、顔認証ゲート利用時の出帰国証印の省略について、在外公館のホームページや海外在留邦人が帰国届を提出する際に配布する広報資料への案内文の掲載を依頼。
- 引き続き、空港等における周知の充実を図る。
- 出入（帰）国記録の確認におけるマイナンバーの活用について、現状と課題をデジタル庁と共有。



多くの人に周知されていくね

(本件に関する連絡先)
総務省 行政評価局 行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111 (代表)